

ESCAP「アジア太平洋障害者の十年(1993-2002)」最終年ハイレベル政府間会合
2002年10月25日-28日
滋賀県大津市

アジア太平洋障害者の十年(1993～2002年)
における障害者施策に関する行動実績

日 本 国

目次

．総論

- 1．障害者対策に関する新長期計画の策定・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2．障害者プランの策定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

．我が国の障害者施策の状況（各論）

- 1．障害者問題に関する立法と調整機能・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2．障害児に対する早期療育及び教育・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 3．自立した生活を可能とする基盤整備・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - 生活環境のバリアフリー化
 - 自立した生活への支援
- 4．職業訓練と雇用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 5．情報・通信へのアクセスと情報テクノロジー・・・・・・・・ 13
- 6．障害者の自助団体・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

．新たな障害者基本計画に向けた検討・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

．参考

- 1．障害児・者の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 2．盲・聾・養護学校在学者数及び特殊学級在籍児童数・・・・・・・・ 17
- 3．障害者の雇用状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 4．障害者の所得保障の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

総論

政府は、1980年、内閣総理大臣を本部長とする国際障害者年推進本部を設置し、学識経験者や障害のある人から成る特別委員会を設け、今後の障害者対策について検討を重ね、1982年に我が国で初めての政府レベルでの障害者施策の基本的な計画である「障害者対策に関する長期計画」を策定した。

これは、1981年の完全参加と平等をテーマとした「国際障害者年」の行動計画として位置付けられるものであり、我が国の障害者施策は、「長期計画」に基づく施策の推進により、保健医療、福祉、教育、雇用等の分野において着実な進展がみられた。

1987年には、『障害者対策に関する長期計画』後期重点計画』を決定し、障害者対策の総合的かつ効果的な推進を図った。さらに1990年には、いわゆる「福祉八法の改正」が行われ、施設中心から在宅重視へと福祉サービスが大きく転換した。

その後、1992年に「アジア太平洋障害者の十年」がスタートしたが、我が国においては、障害者を取り巻く社会経済情勢の変化等に対応する観点から、1993年、10年間にわたる施策の基本的方向を示す「障害者対策に関する新長期計画」（以下「新長期計画」という。）が策定された。

ここでは、我が国の障害者施策推進の基本的な枠組みである「新長期計画」と、その重点施策実施計画である「障害者プラン」におけるこの「十年」の取組について簡単に述べたい。

なお、1993年には、障害者施策に関する基本法である心身障害者対策基本法を全面改正して、障害者基本法が制定された。

1. 障害者対策に関する新長期計画の策定

新長期計画は、障害者基本法で策定を義務付けられた「障害者基本計画」として位置付けられたものであり、「全人間的復権を目指すリハビリテーションとノーマライゼーション」を理念として「完全参加と平等」を目標に、「障害者の主体性、自主性の確立」「すべての人の参加によるすべての人のための平等な社会づくり」そして「障害の重度化及び障害者の高齢化への対応」「『アジア太平洋障害者の十年』への対応」等を基本的な考え方として掲げている。こうした方針の下に、政府は障害のある人の自立と社会参加を支援するための施策を推進している。また、新長期計画に示された基本的な考え方は、障害者プランを始めとするその後の障害者施策推進の共通的な基本項目となっている。

この新長期計画の中でバリアフリーに関し、「四つの障壁」という考え方を打ち出している。「四つの障壁」は、「障害者を取り巻く社会環境においては、

交通機関、建築物等における物理的な障壁、資格制限等による制度的な障壁、点字や手話サービスの欠如による文化・情報面の障壁、障害者を庇護されるべき存在ととらえる等の意識上の障壁」であり、新長期計画では、それらの障壁の除去に向け各種施策を計画的に推進するとしている。

物理的な障壁についての認識は、住宅分野から、公共建築物・施設、公共交通機関、民間建築物、さらには面としての街全体の在り方へと広がった。1994年には、公共の建物のバリアフリー化推進のため、「高齢者・身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」が制定され、交通の分野においても2000年に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」が制定されるなど、物理的な空間・環境におけるバリアフリーへの取組は大きく前進した。また、国は、障害のある人が自立して生活し、積極的に社会参加していく上で、まち全体を障害のある人にとって利用しやすいものへと変えていくことが重要であるとの視点に立ち、各地で進められている総合的かつ計画的なまちづくりを積極的に支援している。

制度的な障壁の具体例としては、各種の資格制度、国家試験の欠格事由等が挙げられる。各種の資格試験では欠格事由が設けられており、障害のあることが欠格事由になっていたものも少なくなかった。このため、計画期間内に障害者に係る欠格事由を定めた63制度について、すべての見直しを終了することとしている。

文化・情報面の障壁の問題については、視覚障害や聴覚障害によりコミュニケーションに困難が生じている状況から、その障壁を除去するために、手話通訳者等によるサービス、テープ・点字書籍等による情報提供を行うほか、文字放送・字幕放送等の充実、テレビ番組に字幕、手話を挿入したビデオカセットライブラリー等の製作・貸出を行う聴覚障害者情報提供施設の設置を推進した。

意識上の障壁の問題については、障害者基本法に定められた障害者の日(12月9日)等における集中的な広報啓発活動の実施や福祉教育の充実等を行っている。

2. 障害者プランの策定

1995年に内閣総理大臣を本部長とする政府の障害者対策推進本部において、具体的な数値目標を盛り込んだ「障害者プラン(ノーマライゼーション7か年戦略)」を決定した。

新しく策定された障害者プランは、新長期計画の具体化を図り、ノーマライゼーションの実現を目指すための後期重点施策実施計画と位置付けられ、期間は新長期計画の終期である2002年度までの7か年である。

障害者プランは、大きく2つの特色がある。第1は、数値目標の設定等施

策の具体的な目標を内容に盛り込んだ点である。障害者が地域で自立した生活を送るための生活基盤としてのグループホーム、福祉ホーム等の整備、在宅介護サービスの充実、障害者に配慮した歩道や駅のバリアフリー、精神障害者の社会復帰施策の促進などに数値目標を設定する等具体的な目標を掲げている。

第2は、(1) 地域で共に生活するために、(2) 社会的自立を促進するために、(3) バリアフリー化を促進するために、(4) 生活の質(QOL)の向上を目指して、(5) 安全な暮らしを確保するために、(6) 心のバリアを取り除くために、(7) 我が国にふさわしい国際協力・国際交流を、といった7つの視点から総合的、横断的に取り組むこととしている点である。

・我が国の障害者施策の状況（各論）

1．障害者問題に関する立法と調整機能

（a）立法

障害者基本法

1993年に心身障害者対策基本法を全面改正して障害者基本法とし、基本的理念として、すべての障害者に対し、個人の尊厳にふさわしい処遇の権利、社会、経済、文化等あらゆる分野の活動への参加の機会を提供することを掲げるとともに、障害者基本計画の策定及び国会への年次報告の提出の義務、障害者の日の設定等の規定を設けた。

欠格条項の見直し

各種資格制度等の中で、障害を理由とする制限条項を設けている63制度について、2003年3月末までに見直しを行うことを決定し、2002年10月までに57制度について見直しを行っている。

身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律

通信・放送役務の利用に関する身体障害者の利便の増進を図り、情報化の均衡ある発展に資することを目的として制定した。（1993年）

放送法及び有線テレビジョン放送法の一部改正

字幕放送、解説放送に係る免許制度の簡素化や字幕番組、解説番組をできる限り多く放送しなければならないとする努力義務規定の創設等を行った。（1997年）

民法の一部改正

禁治産制度に代えて後見・保佐・補助の制度を導入し、また、手話を用いて公正証書遺言をすることができるようにした。（1999年）

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

保健医療施策及び福祉施策によって精神障害者の福祉の増進及び国民の精神保健の向上を図ることを目的として、従来の精神保健法を改正。(1995年)

障害者の雇用の促進に関する法律

障害者の職業的自立への支援を一層充実するため、1994年に障害者雇用支援センターの指定や、職業生活環境整備のための助成金支給事務の拡充を内容とする法改正を行った。また、1997年には知的障害者を含む障害者雇用率の設定等、2002年には障害者就業・生活支援センターの指定や職場適応援助者(ジョブコーチ)事業の創設等を含む法改正を行った。

精神保健福祉士法及び言語聴覚士法

精神障害者の社会復帰に関する相談及び援助の業務に従事する者及び、言語機能又は聴覚障害者に対する言語訓練等を行う者の国家資格を創設するもの。(1997年)

社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律

社会福祉事業、社会福祉法人、措置制度など社会福祉の共通基盤制度について、(1)利用者の立場に立った社会福祉制度の構築、(2)サービスの質の向上、(3)社会福祉事業の充実・活性化、(4)地域福祉の推進、等を内容としている。(2000年)

身体障害者補助犬法

身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化を図ることを目的として制定した。(2002年)

福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律

老人及び心身障害者の自立の促進並びにこれらの者の介護を行う者の負担の軽減を図るため、福祉用具の研究開発及び普及を促進すること等を目的として制定した。(1993年)

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律

不特定多数の者が利用する建築物のバリアフリー化を促進するため、1994年に制定し、2002年にはバリアフリー化の一層の推進に向けた法改正を行った。

高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律

新規の旅客施設、車両等のバリアフリー化の義務付け、重点整備地区の重点的・一体的なバリアフリー化を目的として制定。(2000年)

(b) 調整機能

政府は障害者施策推進本部を設置し、医療・福祉、所得保障、教育、生活環境等の多様な政策分野にまたがる問題への取組に当たり、関係行政機関相互間の緊密な連絡を確保するとともに、施策の総合的かつ効果的な推進を図っている。

障害者施策推進本部は、1982年に内閣総理大臣を本部長、各省庁事務次官を本部員として発足して以来、障害者対策に関する各種重要事項の決定を行ってきた。最近10年間の主要な達成事項としては、「障害者対策に関する新長期計画」(1993年)や、「障害者プラン(ノーマライゼーション七か年戦略)」(1995年)の策定、また、「障害者週間」の設定(1995年)、「障害者に係る欠格条項の見直しの対処方針」の決定(1999年)等が挙げられる。

2001年には、中央省庁再編を機に旧本部が廃止され、新たに内閣総理大臣を本部長とし、全国務大臣を本部員とする障害者施策推進本部が内閣に設置された。

内閣府は、政府内において障害者施策推進本部の事務局として、本部会合の審議事項に関する各省庁の意見の事前調整を行うほか、障害者の施策に関する基本的計画の策定・推進、国会への年次報告の作成等の役割を担っている。

また、政府内の意思形成を行うに際しては、有識者等により構成される審議会や懇談会等を開催し、より専門的な立場にある人々の知識や意見を幅広く導入している。内閣府においては、障害当事者やその家族、障害者福祉関連事業に携わる団体、者等からの意見を可能な限り政策立案・運営に反映させるべく、政府関係者との懇談会を随時開催している。また、障害者施策を実施する各省庁においても、それぞれの所管する政策分野に応じて、個別施策の実施や法律の制定・改正等の重要事項の企画・立案に当

たり、それぞれ障害者関係者団体や有識者等の知識・意見を積極的に取り入れるため、審議会等の機能を有効に活用している。

2. 障害児に対する早期療育及び教育

早期療育

障害のある児童の育成については、できるだけ早期に、適切な医療的リハビリテーション、指導訓練などの療育を行うことにより、障害の軽減及び基本的な生活能力の向上を図り、自立と社会参加を促進している。

保健所及び市町村は、障害をできるだけ早く発見し、療育するため、3か月、18か月及び3歳児検診を行っている。このような我が国の乳幼児検診システムにより、優れた成果があげられている。

障害のある児童の療育を行う児童福祉施設においては、視覚、聴覚・言語、肢体不自由、知的障害等の障害に対応する種別が設けられ、それぞれ治療や専門的療育を行っている。また、障害の早期発見・早期療育に至る診断など療育体制を確保するため、地域における中心的な療育機関として、心身障害児総合通園センターの整備が図られている。この他、市町村が設置する障害児通園（デイサービス）事業については、地域における様々な障害を持つ児童の発達支援センターとしての役割が期待されている。

障害のある児童の場合、家族のかかわり方がその児童の療育に及ぼす影響が大きいことから、障害のある児童とその家族を支援するための体制を整備している。児童相談所、保健所等の行政機関は、このような障害のある児童とその家族に対し、必要な相談・指導を行っている。

その他、民間事業者等により、障害のある児童とその家庭の要望を踏まえ、相談活動、療育に当たったの計画作成、他機関との調整等を行う障害児（者）地域療育等支援事業が実施されている。

教育

政府は、障害の種類・程度に関係なく、すべての地域において、適切な教育を保障している。

病弱、発育不完全その他やむを得ない事由のため、保護者からの求めにより、就学困難として就学猶予・免除を受けている者は、147名（2001年5月1日現在）のみであり、これは、義務教育段階の児童生徒全体のわずか0.001%である。このように、我が国は、障害の種類・程度に関係なく、すべての者に対して教育を提供している。

我が国は、障害のある児童生徒の一人一人の教育的ニーズに応じて、小・中学校又は盲学校・聾学校・養護学校で様々な形態により教育を行っている。また、盲・聾・養護学校に在籍している児童生徒は、同じ年齢にある児童生

徒のわずか0.443%であり、これは、欧米先進諸国と比しても低い水準である。

教育課程についても、小・中学校又は盲・聾・養護学校において、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育を行えるよう、障害の状態によって弾力的に編成することが可能となっている。

また、情報技術の進歩に対応して、盲・聾・養護学校等において、一人一人の障害に対応した最新の情報機器を用いた教育も行っている。

さらに、児童生徒等の社会性や豊かな人間性をはぐくむとともに、障害のある児童生徒等に対する理解と認識が深まるように、盲・聾・養護学校及び小・中学校の特殊学級と幼稚園、小学校、中学校及び高等学校や地域社会との多様な交流活動を展開している。

以上のように、障害のある児童生徒の可能性を最大限に伸ばし、自立し、社会参加するために必要な力を培うために、障害のある児童生徒の一人一人の教育的ニーズを把握して、小・中学校、盲・聾・養護学校において、専門的な知識・経験のある教職員、障害に配慮した施設・設備を整備することにより、きめ細かな教育を行っている。

3. 自立した生活を可能とする基盤整備

生活環境のバリアフリー化

障害者が自立して生活し、積極的に参加していく上で、まち全体を障害者にとって利用しやすいものへと変えていくことの重要性が広く認識されている。このため、障害者等すべての人が安全に安心して生活し、社会参加できるよう、住宅・建築物のバリアフリー化や、公共交通機関、歩行空間等のバリアフリー化等を推進し、自宅から交通機関、まちなかまで連続したバリアフリー環境の整備を行っている。

また、バリアフリーのまちづくりの基盤を進めるため、当事者自らが実施に点検・調査を行い、これを反映させたバリアフリーのまちづくりに関する基本計画を策定するとともに、これに基づく必要な既存公共施設の環境改善を実施している。

(a) 住宅、建築物

住宅のバリアフリー化については、公共賃貸住宅においては、設計、設備の面で障害者等に配慮し、加齢等による身体機能の低下等に対応した住宅を標準仕様として供給するとともに、民間住宅においては、住宅金融公庫融資の活用等によるバリアフリー化の誘導を図っている。また、障害者の生活に関連したサービスを備えた住宅の整備を行うため、公営住宅等を建設する際に社会福祉施設等の併設・合築などを推進している。

建築物のバリアフリー化については、1994年に施行された「高齢者、身

身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」に基づき、劇場、百貨店等の不特定多数の者が利用する建築物について、身体障害者等が円滑に利用できるよう廊下、階段等に関する基準を定め、建築物の建築主への指導・助言を行っている。さらに、2002年には、建築物におけるバリアフリー化をより一層推進するため、特定建築物のうち一定の用途及び規模のものについてバリアフリー化を義務付けるなどの法改正を行った。また、本法に基づき認定された優良な建築物については、身体障害者の利用に配慮したエレベーター、幅の広い廊下等の施設整備に対する補助制度、税制上の特例、融資制度により、バリアフリー化を推進している。なお、官庁施設についても本法を受けて、1997年に建築設計基準を改定し、更にきめ細かいバリアフリー化を推進している。

(b) 公共交通機関、歩行空間等

公共交通機関、歩行空間等のバリアフリー化については、2000年に施行された「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」に基づき、新設の鉄道駅等の旅客施設、車両等のバリアフリー化の義務付けや、鉄道駅等の旅客施設を中心とした一定の地区における旅客施設、道路、駅前広場等のバリアフリー化を重点的・一体的に推進している。また、障害者等に配慮した各種ガイドラインとして、鉄道駅・軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナル施設を対象とした「公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン」(2001年)、公共交通機関の車両を対象とした「公共交通機関の車両等に関するモデルデザイン」(2001年)、道路を対象とした「道路の移動円滑化整備ガイドライン」(2001年)等を策定し、公共交通機関、歩行空間等のバリアフリー化を促進している。

(c) 公園等

公園、水辺空間等のバリアフリー化として、公園については「みんなのための公園づくり～ユニバーサルデザイン手法による設計指針～」を1999年に取りまとめ、障害者の利用に配慮した公園施設の整備を推進している。また、河川、溪流、海岸等の水辺空間、港湾緑地、マリーナにおけるバリアフリー化も推進している。

自立した生活への支援

(a) 相談、生活支援

障害者の自立と社会参加を促進するためには、公的サービス等の社会

資源を充実するとともに、これらを障害者自身が有効に活用できる相談支援体制を整備することが重要である。このため、1997年から試行的に実施した障害者ケアマネジメント体制の整備について、2003年から本格的に実施し、障害者の地域生活を支える相談支援体制を強化することとしている。

また、2002年には、自閉症児・者等が地域で自立した生活を送れるよう支援する拠点として、自閉症・発達障害支援センターの整備を開始した。

さらに、同年、精神障害者の自立と社会参加を促進するため、精神障害者の家庭等にホームヘルパーを派遣する精神障害者居宅介護等事業を創設した。

(b) 情報支援

情報機器を活用することにより、障害者の情報バリアフリー化を促進するため、2001年に障害者情報バリアフリー化支援事業を創設した。

また、2002年には、パソコンの使用に関し、障害者が身近なところで相談できるパソコン・ボランティアの養成・派遣事業を創設した。

(c) 福祉用具の研究開発

福祉用具の研究開発については、1993年に「福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律」が制定され、福祉用具に関する実用化開発への助成及び情報提供を行っている。

新エネルギー・産業技術総合開発機構において、福祉用具の研究開発及び企業への開発助成を行うとともに、研究開発に必要な情報の収集・分析・提供を実施し、福祉用具の開発及び普及促進を図っている。

国立身体障害者リハビリテーションセンターの、研究所において、高齢障害者福祉機器研究室及び第二福祉機器試験評価室を設置する等、福祉用具の研究開発を推進している。また、同研究所において、義肢装具及び歩行補助用具に係る強度評価の標準化に関する研究及び開発を進めている。

また、テクノエイド協会において、福祉用具に関する調査研究、規格化及び標準化に関する研究並びに開発を行っている。

(d) 障害者スポーツ

我が国における障害者スポーツは、東京パラリンピックの後、1965年から毎年開催している全国身体障害者スポーツ大会や、「国連障害者十年」の最終年を契機に1992年から毎年開催している全国知的障害者ス

ーツ大会を中心に発展してきた。2001年からは両大会を統合し、全国障害者スポーツ大会として開催し、障害者全体のスポーツ振興を図る象徴的な全国規模のイベントとなっている。これにより、障害者の自立と社会参加の促進のみならず、国民の障害者に対する理解の増進に大きく貢献している。

さらに、1998年3月には、長野においてアジア地域では初めてのパラリンピック冬季大会となる長野パラリンピック冬季大会、2002年8月には東京都及び横浜市でINAS-FIDサッカー世界選手権、2002年8月に北九州市で世界車椅子バスケット選手権をそれぞれ開催した。これにより、障害者福祉の向上はもとより、障害者福祉に関する各国の相互理解と国際協力の推進が図られた。

なお、障害者の特性に応じたスポーツの指導体制の確立及び指導員の資質と指導力の向上を目的として指導員の養成研修を行い、障害者スポーツに対する理解と関心の高揚を図っている。

(e) 所得保障

1994年度において障害年金額の実質改善を実施するとともに、自動物価スライド制により、1995年度、1998年度及び1999年度においては前年の物価指数に応じて完全物価スライドを実施した。

また、前年の物価が下落した1998年度、2000年度、2001年度及び2002年度においては、社会経済情勢に鑑み、特例法により障害年金額を据え置くこととした。

20歳前に発した障害に係る障害基礎年金の本人所得限度額については、受給権者の所得の伸び等を勘案して毎年8月に引き上げ、また、1997年8月から所得制限に2段階制を導入し、一部支給停止が追加された。

4. 職業訓練と雇用

(a) 総合的支援

職業リハビリテーションに関しては、障害者に対する無料の職業準備訓練の実施、多様な障害者に対応した職業リハビリテーションの研究、専門職員の養成研修等を行っている。

これらに加え、1994年より、「障害者雇用支援センター」として指定された民法法人等において、就職が特に困難な障害者に対し、市町村レベルで就職・職場定着に至るまでの相談、援助を一貫して行ってきた。その後、知的障害者、精神障害者等就業面の支援ばかりでなく、生活習慣の形成や日常生活の管理等生活支援を必要とする就業希望の障害者が増加したことに対応し、2002年より、「障害者就業・生活支援センター」として指定さ

れた社会福祉法人等において、障害者に身近な地域で、就業面及び生活面の一体的かつ総合的な支援を行っている。

また、1991～1998年において、教育・福祉、能力開発等県行政、障害者団体等地域の関係者によるプロジェクトチームを組み、障害者雇用実績のある企業の協力を得て、重度障害者の雇用事例を収集し、好事例集を作成すること等により、その普及を図る重度障害者雇用促進プロジェクト事業を実施した。

さらに、1993年より、民間企業の活力とノウハウを生かしつつ、地方公共団体と民間企業との共同出資（第3セクター方式）により重度障害者雇用企業の育成を図ってきた。

（b）職域開発

従来から障害者雇用率制度により、事業主に対し一定割合の障害者の雇用を義務づけ、障害者の雇用拡大を図っているところである。

このような中、1992～2001年において、実際の事業所を活用し、職業生活面からの支援と技術面からの支援を総合的、具体的かつ実践的に行うことにより、重度障害者に基本的労働習慣を体得させ、就業環境への適応を図る「職域開発援助事業」を行った。この事業は、2002年に、他者との円滑なコミュニケーションに困難のある障害者等就職が特に困難な障害者に対して、就職前後にかかわらず障害者のいる職場にジョブコーチを派遣することによりきめ細かな人的支援を行う「職場適応援助者（ジョブコーチ）事業」として発展改組した。

また、2001年から、障害者の一般雇用への移行を促進するため、障害者雇用のきっかけづくりとして、事業所が障害者を短期の試行雇用（3か月）の形で受け入れる「障害者雇用機会創出事業」を実施している。

同じく2001年から、地域の精神障害者の生活支援を行う精神障害者地域生活支援センターを運営する社会福祉法人等が、事業所と請負契約を締結し、数人の精神障害者のグループが指導員の支援のもとに一定期間就労することにより一般雇用へとつなげるモデル事業を行っている。

なお、2001年から、小規模作業所について、社会福祉法人となりやすいよう通所授産施設の規模要件を緩和するとともに、運営についても国庫補助を行うことにより、運営の安定化を支援している。

（c）相談支援

1998年より、従前の公共職業安定所や障害者職業センターにおける職業相談等に加えて、公共職業安定所の職員が医療・保健機関等に赴き、就職意欲は高いものの、就職する準備が十分でない者等を対象に就職活動に関する知識や方法を実践的に示すことにより、就職に向けた取組を的確に行

えるよう援助する「精神障害者のジョブガイダンス事業」を行ってきた。また、障害者の家族及び医療・保健・福祉関係者に対して、障害者雇用に関する情報提供を行うとともにピアカウンセラーが具体的な相談に応じることにより障害者の職業的自立を推進する「障害者職業自立等啓発事業」（知的障害者：1998年～、身体・精神障害者：2002年～）等障害の特性に応じた相談事業を行っている。

(d) 職業能力の開発

障害者職業能力開発校において、障害の特性や程度等に配慮しつつ、事業主のニーズ等に対応した訓練科目及びカリキュラムの見直しや機器更新を行ってきた。

また、職業能力開発大学校等において、障害者の職業訓練を担当する指導員の研修を実施するとともに、障害者職業訓練指導員が、障害者職業訓練に関する工夫、対応方法等について相互の情報交換を行っている。

さらに、健常者ととともに職業訓練を受講することが可能な障害者については、障害者が利用しやすいような施設・設備の整備を進めつつ、一般の公共職業能力開発施設への受入れを促進している。

5. 情報・通信へのアクセスと情報テクノロジー

IT（情報通信技術）革命の進展は、社会に大きな変革をもたらし、我が国の経済的な繁栄、豊かな国民生活の実現をもたらすものとして期待されている。

しかし、年齢的・身体的条件によるIT利用の格差が生じており、IT革命の恩恵をすべての国民が享受できる情報バリアフリー環境の実現のためには、高齢者・障害者の情報通信利用の促進が重要な課題となっている。

政府は、高齢者・障害者を含めた誰もが情報通信の利便を享受できる「情報バリアフリー」環境の整備に向け、使いやすい機器・サービスの開発・普及の促進、地域におけるIT利用拠点の整備、高齢者・障害者向け放送番組の充実、インターネット・機器のアクセシビリティの向上等の施策を推進している。

(a) 高齢者・障害者に使いやすい機器・サービスの開発・普及の促進

1997年4月から、高齢者・障害者のための通信・放送サービスの開発等を行うための研究開発を行う民間企業等に対し、その経費の一部を助成している。

また、2001年4月からは、身体障害者のための通信・放送サービスの

提供、又はこれまで実施されていない身体障害者のための通信・放送サービスの開発を行う者に対し助成を行っている。具体的には(1)聴覚障害者等向けの電話リレーサービスや、(2)視覚障害者等向けインターネット点字変換サービスなどがその対象となる。

聴覚障害者向けには、1997年4月からテキスト文から手話アニメーション文を生成するシステムを、また、2001年からは携帯情報端末(PDA)を用いて手話アニメーションの情報を提供するシステムを開発している。

(b) 地域におけるIT利用拠点の整備 (IT生きがい・ふれあい支援センターの整備)

高齢者・障害者の就業機会の拡大、情報通信を利用した自立を促進するため、1998年4月から、高齢者・障害者が利用しやすい情報通信システム等を設置したセンター施設の整備を行う地方公共団体等に対する支援を行っている。

整備されたセンター施設では、官公庁、企業、関係団体などから、ホームページの作成や会議資料の電子化、文書の点字変換などの受注を受け、障害者対応の情報通信機器や点字プリンタ、大型キーボードなどを利用して作業を行っている。

(c) 高齢者・障害者向け放送番組の充実

放送を通じた情報へのアクセス機会の均等化を実現するため、1997年5月に放送法等を改正し、字幕放送等の努力義務化を図るとともに2007年末までに字幕付与可能なすべての放送番組に字幕を付与することを目標とした「字幕放送の普及目標」を策定・公表している。

また、高齢者・障害者向け放送の充実に向け、字幕番組・解説番組等の制作費に対する助成を行うとともに、2004年3月末を目途に、ほぼ全ての録画番組を対象として、音声ですべて文字化された原稿がない場合でも、短時間で自動的に字幕を付与できるシステム実現のための技術確立を目指して研究開発を実施している。

(d) インターネット・機器のアクセシビリティの向上

高齢者・障害者が使いやすいようなキーボードの仕様や見やすい画面表示の方法等を定めた「障害者・高齢者等情報処理機器アクセシビリティ指針」を1995年に策定し、2000年に改定を行った。

また、高齢者・障害者が円滑に電気通信サービスを利用できるようにするため必要な機能などについてまとめた「障害者等電気通信設備アクセシビリティ指針」を1998年に策定し、この指針を具体化したガイドラインでは、

アクセシビリティを考慮した商品にシンボルマークを表示することとしている。

また、高齢者・障害者が一般のホームページに簡単にアクセスし、内容を理解できるようにするため、その支援に必要なホームページの点検・修正などの機能を持つシステムを開発中である。

6．障害者の自助団体

自助組織の活動を推進するため、1995年に障害者団体相談・指導強化事業を創設し、障害者が抱える問題等の相談・指導に当たる自助組織のリーダーの育成を図った。

また、在宅障害者やその家族の地域における生活を支援する市町村障害者生活支援事業を1996年に創設し、障害者自身がカウンセラーとなって援助・支援を行うピアカウンセリングの普及を推進した。

さらに、障害者の権利擁護を図るため、権利擁護に係る相談等の常設窓口である障害者110番事業を1998年に創設し、各都道府県への設置を推進した。

このほか、高齢者・障害者福祉基金を1996年、障害者スポーツ支援基金を1998年に創設し、高齢者・障害者の在宅福祉等整備事業及び障害者スポーツ振興事業を行っている自助組織(特定非営利活動法人を含む)に助成し、その活動を支援している。

・新たな障害者基本計画に向けた検討

2003年3月で「新長期計画」が終期を迎えることに伴い、内閣総理大臣を本部長とする障害者施策推進本部は、本年中を目途に2003年を初年度とする新たな障害者基本計画を策定するとともに、その重点実施計画として新しい障害者プランを策定することを決定した。

新しい障害者基本計画は、今後10年の日本の障害者施策の基本的方向を定めるものであり、策定に当たっては、内閣官房長官主宰による「新しい障害者基本計画に関する懇談会」を開催して、障害のある人やその家族、障害者福祉に携わる関係者の方々から意見を聴取し、検討を行っている。

また、障害者施策を実施する関係省庁の間で、施策分野別の検討チーム（教育・育成、雇用・就労、福祉・医療、建物・交通等のバリアフリー、情報・コミュニケーション、国際協力等）を設置し、総合的かつ効果的な計画の策定に取り組んでいる。

参考

1. 障害児・者の状況

(単位:万人)

区 分	総 数	在 宅 者	施設入所者数
身体障害児・者	351.6	332.7	18.9
身体障害児 (18歳未満)	9.0	8.2	0.8
身体障害者 (18歳以上)	342.6	324.5	18.1
知的障害児・者	45.9	32.9	13
知的障害児 (18歳未満)	10.3	9.4	0.9
知的障害者 (18歳以上)	34.2	22.1	12.1
年齢不詳	1.4	1.4	0
精神障害者	204	170	34.0

資料: 厚生労働省「平成13年身体障害者実態調査」等

2. 盲・聾・養護学校在学者数及び特殊学級在籍児童数

(平成13年5月1日現在, 単位: 人)

盲学校	聾学校	養護学校	特 殊 学 級		計
			小学校	中学校	
4,001	6,829	81,242	52,551	24,689	169,312

資料: 文部科学省

3. 障害者の雇用状況

(1) 一般の民間企業における規模別障害者の雇用状況

(平成13年6月1日現在)

区分	企業数	常用労働者数	障害者の数			実雇用率 C ÷ × 100	法定雇用率 未達成企業 の割合
			A. 重度障害者 (常用)	B. 重度障害者 (常用)以 外の障害者	C. 計 A × 2 + B		
56 ~ 99	21,756 (21,602)	1,598,239 (1,589,474)	6,136 (6,159)	13,762 (14,007)	26,034 (26,325)	1.63 (1.66)	53.3 (52.3)
100 ~ 299	27,823 (27,604)	4,062,950 (4,040,856)	13,061 (13,105)	29,097 (30,235)	55,219 (56,445)	1.36 (1.4)	54.8 (53.9)
300 ~ 499	5,385 (5,332)	1,795,280 (1,793,243)	6,462 (6,184)	12,448 (12,580)	25,372 (24,948)	1.41 (1.39)	61.8 (63.2)
500 ~ 999	3,597 (3,534)	2,207,254 (2,162,254)	8,511 (8,377)	15,208 (14,763)	32,230 (31,517)	1.46 (1.46)	66.6 (67.5)
1,000人以上	2,554 (2,579)	7,272,333 (7,328,888)	32,123 (31,711)	49,769 (50,179)	114,015 (113,601)	1.57 (1.55)	73.4 (74.5)
規模計	61,115 (60,651)	16,936,056 (16,914,715)	66,293 (65,536)	120,284 (121,764)	252,870 (252,836)	1.49 (1.49)	56.3 (55.7)

(注)1 A欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、ダブルカウント。

2 ()内は平成12年6月1日現在の数値。

資料：厚生労働省

(2) 国・地方公共団体における障害者の在職状況

(平成13年6月1日現在)

区分	職員数 (除外職員除く)	障害者の数			実雇用率 C ÷ × 100
		A. 重度障害者 (常用)	B. 重度障害者 (常用)以外の 障害者	C. 計 A × 2 + B	
国の機関	522,561 (546,570)	1,636 (1,780)	7,923 (8,187)	11,195 (11,747)	2.14 (2.15)
都道府県の機関	329,837 (334,698)	1,917 (1,917)	4,244 (4,290)	8,078 (8,124)	2.45 (2.43)
市町村の機関	879,762 (883,852)	5,242 (5,146)	11,128 (11,261)	21,612 (21,553)	2.46 (2.44)
教育委員会	581,361 (592,668)	1,889 (1,926)	3,318 (3,387)	7,096 (7,239)	1.22 (1.22)
合計	2,313,521 (2,357,788)	10,684 (10,769)	26,613 (27,125)	47,981 (48,663)	2.07 (2.06)

(注)1 A欄の重度障害者についてはダブルカウント。

2 国、都道府県、市町村の機関については法定雇用率2.1%、教育委員会については法定雇用率2.0%。

3 ()内は平成12年6月1日現在の数値。

資料：厚生労働省

4 . 障害者の所得保障等の現状

20歳以上

< 1級 >	(110,635円)
	特別障害者手当 (26,860円)
	(83,775円)
	障害基礎年金(1級) (83,775円)
< 2級 >	
	障害基礎年金(2級) (67,017円)

20歳未満

< 本人 >

障害児福祉手当 (14,610円)

< 父母等養育者 >

特別児童扶養手当
1級 51,550円
2級 34,330円

資料：厚生労働省